

防火対象物等定期点検報告の特例認定に係る事務処理要綱

- 「沿革」 H15. 12. 2 西消局通達第9号
H21. 11. 9 西消局通達第7号〔第1次改正〕
R 3. 3. 23 西消局通達第9号〔第2次改正〕

1 認定要件

- (1) 消防法（以下「法」という。）第8条の2の3第1項第1号に規定する「当該防火対象物の管理を開始した時」については、法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物の管理を開始した日とする。
- (2) 法第8条の2の3第1項第2号に規定する「過去3年以内」の起算日は、申請日とする。
- (3) 消防法施行規則第4条の2の6第1項第9号に規定する市町村長が定める基準については、西宮市火災予防規則第20条のとおりとする。
- (4) 法第8条の2の3に定める特例認定（以下「特例認定」という。）を受けた防火対象物について、3年を経過する前に認定の申請がなされた場合は、審査期間中に認定の有効期間が過ぎても法第8条の2の3第3項の通知がなされるまではその効力は失われないものとする。

2 認定の申請及び受付

特例認定に係る申請及び受付は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請

防火対象物点検報告特例認定申請書（消防法施行規則別記様式第1号の2の2の2の3をいう。以下「申請書」という。）については、消防署長あて提出させるものとする。ただし、法第8条の2の3第7項の表示を行う場合でその管理について権原が分かれているものは、取りまとめて提出させること。

(2) 受付

申請書の收受については、通常の願届処理と同様に処理する。

(3) 申請書の審査及び補正

受付時には、次に掲げる申請書の形式要件について審査を行うものとする。この場合、当該申請書の不備事項があるときは、相当の期間（おおむね7日間）を定め、その補正を求めるものとする。

ア 申請書の形式要件

- (ア) 申請は、(1)の申請書を用いていること。
- (イ) 記載漏れがないこと。
- (ウ) 申請者が複数の場合は、申請書の裏面に記載させることができる。

イ 添付書類

次の(ア)から(オ)の書類が添付されていること。ただし、(イ)から(エ)の書類に関しては、該当していない場合は不要とする。

- (ア) 申請された所在地及び申請者が管理を開始した日を証明する書類
建物登記簿、賃貸契約書又は営業許可書などの写し
- (イ) 過去3カ年の防火対象物に関する報告書の写し
消防法第8条の2の2第1項の定めに従い、消防署長に防火対象物の点検に関する報告を行っている場合は、その報告書の写し過去3カ年分
- (ウ) 特例認定に関する通知書の写し
消防法第8条の2の3第1項の定めに従い、定期点検報告制度の特例認定を受けている場合は、その特例認定に関する消防署長からの認定通知書（様式第1号）の写し
- (エ) 管理権原の範囲を明示した消防計画の写し
1つの建物に複数の管理権原（複数の消防計画がある）がある場合は、その管理権原が及ぶ範囲（消防計画を適用する範囲）を明示した消防計画の部分の写し
複数の管理権原（複数の消防計画がある）がある建物で、そのなかの管理権原者が単独で申請する場合は、その管理権原が及ぶ範囲（その消防計画を適用する範囲）を消防計画に明示させること。
- (オ) 消防計画実施状況に関する報告書
消防計画に定める事項を実施した結果を記載した書類
書類作成方法が判らない旨申し出があった場合は、消防計画（別紙1）に定める事項の実施状況について（例）を配布する。

3 検査

特例認定に係る検査は、書類確認及び現地調査により行うものとし、検査項目及び判定基準は、防火対象物点検報告特例認定に係る検査項目等（別表1）に掲げるとおりとする。

(1) 書類確認

書類確認は、次に掲げるとおりとする。

ア 防火対象物台帳、消防OAシステム等により内容を確認する。

イ 確認の結果、明らかに判定基準に適合しない検査項目があると認めるときは、現地調査を実施しないことができる。

(2) 現地調査は、複数の職員で防火対象物の関係者立ち会いのもとで行うものとし、次に掲げるとおりとする。

ア 法令違反の有無等の事前確認

次に掲げる事項について事前に確認しておくものとする。

(ア) 過去の立入検査による法令違反等の指摘状況

(イ) 防火対象物点検報告の不備事項

(ウ) 消防用設備等点検報告の不備事項

イ 現地調査の実施

現地調査にあたっては、特例認定に係る調査であることを認識し、調査時点の状況について厳格に判断するものとする。

調査項目については、別表 1 のすべての検査項目が、判定基準に適合しているかどうかとする。

ウ 調査結果の処理

(ア) 西宮市火災予防規程に定める検査等報告書に記載する。

(イ) 不備事項については根拠条文を明記する。

4 認定又は不認定の決定及び通知

(1) 認定又は不認定の決定

認定の決定は、書類確認及び現地調査の結果、別表のすべての検査項目が、判定基準に適合していると認めた場合に行い、一つの項目でも判定基準に適合しない場合にあっては、不認定の決定を行うものとする。

(2) 認定又は不認定に係る通知書の作成

次に掲げる記載に当たっての注意事項に留意したうえ、認定通知書又は不認定通知書（様式第 2 号）を作成するものとする。

ア 認定通知書

(ア) 認定の効力が生じる日の欄の記載

認定を決定した日を記載する。

(イ) 特記事項の欄の記載例

管理についての権原が分かれている防火対象物の場合は、防火対象物のどの範囲について認定するのか判別できるように事業所の占有階等を記載する。

イ 不認定通知書

(ア) 認定しない理由の欄の記載

不認定としたすべての理由、根拠条文及び検査しなかった項目を記載する。

(イ) 特記事項の欄の記載例

管理について権原が分かれている防火対象物の場合は、防火対象物のどの範囲について不認定するのか判別できるように事業所の占有階等を記載する。

(3) 認定通知書及び不認定通知書の交付

認定通知書及び不認定通知書のいずれについても消防署での交付を原則とし、認定通知書又は不認定通知書の写しの余白部分に受領者の署名を求めたうえ交付する。

5 申請書等の編冊

特例認定に関する関係書類は、防火対象物台帳に編冊するものとする。

6 防災管理点検の特例への準用

1 から 5 まで及び 7 の規定は、消防法施行規則第 51 条の 16 に定める防災管理点検の特例について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 (1)	防火対象物	防災管理対象物
1 (4)	防火対象物	防災管理対象物

2 (1)	防火対象物点検報告	防災管理点検報告
	消防法施行規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3	消防法施行規則別記様式第 14 号
2 (3) イ (イ)	防火対象物	防災管理対象物
2 (3) イ (エ)	消防計画	防災管理に係る消防計画
2 (3) イ (オ)	別紙 1	別紙 2
3	防火対象物点検報告	防災管理点検報告
	別表 1	別表 1 の 2
3 (2)	防火対象物	防災管理対象物
3 (2) ア (イ)	防火対象物点検報告	防災管理点検報告
3 (2) イ	別表 1	別表 1 の 2
4 (2) ア (イ)	防火対象物	防災管理対象物
4 (2) イ (イ)	防火対象物	防災管理対象物

7 処理期間

行政手続法第 6 条の規定に基づく認定又は不認定の標準処理期間は、10 日間とする。

この場合において、次に掲げる期間は当該標準処理期間に含まないものとする。

- (1) 申請書に不備を認めた場合の補正に要する期間
- (2) 土、日曜日、国民の休日及び年末年始

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

防火対象物点検報告特例認定に係る検査項目等

検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法第8条の2の2第1項に該当する防火対象物（以下「申請防火対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	消防法第8条の2の3第1項第1号
命令の有無	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	消防法第8条の2の3第1項第2号イ
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（申請防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	
取消しの有無	申請日前の3年以内において消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	消防法第8条の2の3第1項第2号ロ
取消し事由の有無	消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	
消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	消防法第8条の2の3第1項第2号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した消防法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	消防法第8条の2の3第1項第2号ニ
防火管理者選任（解任）届出書の有無	消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	
消防計画作成（変更）届出書の有無	消防法施行規則第3条第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防火管理業務の一部委託	防火管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防火対象物の管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防火対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防火対象物である場合は、消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められていること。	
消防計画の実施	消防法施行規則第3条第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	消防法第8条の2の3第1項第3号
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、消防法施行令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	消火及び避難訓練を年2回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	消火及び避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	
統括防火管理者選任（解任）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条の2の届出がされていること。	
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。	
避難上必要な施設等の維持管理	消防法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	
防災対象物品に対する表示	防災対象物品に、防災性能を有している旨の表示が付されていること。	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	火災の予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵又は取扱い（貯蔵又は取扱いを廃止した場合を含む。）の届出（消防法第9条の2第1項ただし書に規定する場合を除く。）がされていること。	

消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	<ul style="list-style-type: none"> 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令で定める技術上の基準又は設備等設置維持計画に従って設置し、維持されていること。 消防用設備等の設置に当たり、消防法施行令第32条の特例を受けている場合は、特例を認めたとときの条件を全て満たしていること。
設置届出書の有無	消防法第17条の3の2の規定に基づき届出がされ、検査を受けていること。
消防法第17条の3の3による点検及び報告の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年5月31日消防庁告示第9号に定める点検内容に応じて行う点検の期間ごとに点検を実施していること。 消防用設備等にあつては、消防法施行規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設備等にあつては、同規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期限ごとに報告されていること。
法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市長が定める事項	市長が定める基準を満たしていること。

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

別表 1 の 2

防災管理点検報告特例認定に係る検査項目等

検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日	申請者が、申請のあった消防法第36条第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第1号
命令の有無	申請日前の3年以内において消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第2号イ
命令事由の有無	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第2号ロ
取消しの有無	申請日前の3年以内において消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第2号ハ
取消し事由の有無	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第2号ニ
消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において消防法施行規則第51条の12第2項において準用する消防法施行規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第2号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2第1項に規定する点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	
防災管理者選任（解任）届出書の有無	消防法施行規則第51条の9の届出がされていること。	
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	消防法施行規則第51条の8第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、消防法施行規則第51条の8第2項において準用する消防法施行規則第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
管理権原を有する範囲	防災管理対象物で管理について権原が分かれている場合は、消防法施行規則第51条の8第2項において準用する消防法施行規則第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、消防法施行規則第51条の8第2項において準用する消防法施行規則第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項第3号
防災管理に係る消防計画の実施	消防法施行規則第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の業務の実施	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められているとおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織の決定	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、消防法施行令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、消防法施行規則第4条の2の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	

統括防災管理者選任（解任）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、消防法施行規則第51条の11の3において準用する消防法施行規則第4条の2第1項の届出がされていること。
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、消防法施行規則第51条の11の2において準用する消防法施行規則第4条第1項の届出がされていること。
避難上必要な施設等の維持管理	消防法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

備考 検査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

別添1

消防計画に定める事項の実施状況について（例）

消防法施行規則第4条の2の6第1項第2号に規定する事項については、以下のとおり実施しています。

1 防火対象物名称

--

2 実施期間

年	月	日	～	年	月	日	年間
---	---	---	---	---	---	---	----

3 実施状況

年	月	日	現在、次のとおり自衛消防の組織を編成しています。
---	---	---	--------------------------

(1) 自衛消防の組織に関すること

隊長（	）
副隊長（	）

●役割分担

担当箇所	任務	隊員名

(2) 火災予防上の自主検査に関すること

ア 年 月 日現在、次のとおり火元責任者等を定めています。

防火担当責任者		火元責任者	
担当場所	所属・氏名	担当場所	所属・氏名

イ 年 月 日現在、次のとおり自主点検の組織を編成しています。

対象施設・設備	点 検 者

(3) 消防用設備等の点検・整備に関すること

ア 次のとおり消防用設備等の自主点検を実施しています。

消防用設備等	点 検 者	点 検 日	
		機器点検	その他の点検
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

イ 次のとおり消防用設備等の不備を見つけ、改修しました。

消防用設備等	不備の発見日	改修完了日	不備及び改修の内容
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

(4) 避難施設等の維持管理及びその案内に関すること

ア 次のとおり避難施設等の点検を実施しています。

避 難 施 設	点 検 者	点 検 日	
避 難 口		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
避 難 通 路		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
避 難 階 段		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
避 難 経 路 図		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

イ 次のとおり避難施設の不備を見つけ、改修しました。

避難施設等	不備の発見日	改修完了日	不備及び改修の内容
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

(5) 防火上の構造の維持管理に関すること

ア 次のとおり防火上の構造等の構造に関する点検を実施しています。

防火施設	点検者	点検日	
		年 月 日	年 月 日
防火戸		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
防火シャッター		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
防火ダンパー		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
防火区画		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
内装制限		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

イ 次のとおり避難施設の不備を見つけ、改修しました。

防火施設	不備の発見日	改修完了日	不備及び改修の内容
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

(6) 収容人員の適正化に関すること

次のとおり消防計画に基づく定員管理を行いました。

定員管理の責任者

()

定員管理の方法

-
-
-

(7) 防火上必要な教育に関すること

ア 次のとおり防火管理上必要な教育を実施しています。

実施日	対象者	教育内容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

イ 年 月 日現在、防災センター要員講習の受講状況は次のとおりです。

防災センター勤務者数	受講した人員	今後受講する予定の人員
人	人	人

(8) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること

次のとおり訓練を実施しています。

訓練種別	訓練内容	実施日	消防署への報告方法
		年 月 日	書類 ・ 電話
		年 月 日	書類 ・ 電話
		年 月 日	書類 ・ 電話

(9) 消防機関との連絡に関すること

消防計画に定める災害時における消防機関への連絡は次のとおりです。

--

(10) 防火管理業務の一部委託に関すること

次のとおり防火管理業務の一部を委託しています。

委 託 先	(会社名・代表者)
	(所在地)
委 託 内 容	
委 託 方 法	(巡回方式) 常駐方式 ・ 巡回方式 ・ 遠隔移報方式
	(委託時間)
	(派遣人員)

記載要領

- 「3 (6) 収容人員の適正化に関すること」及び「3 (10) 防火管理業務の一部委託に関すること」については、該当する場合のみ記載するものとし、該当しない場合は横線又は斜線を引くこと。
- その他に不備事項等で該当しない場合は、当該項目欄に横線を引くこと。

別添2

消防計画に定める事項の実施状況について（例）

消防法施行規則第51条の14第3号に規定する事項については、以下のとおり実施しています。

1 防火対象物名称

--

2 実施期間

年	月	日	～	年	月	日	の	年間
---	---	---	---	---	---	---	---	----

3 実施状況

年	月	日	現在、次のとおり自衛消防の組織を編成しています。
---	---	---	--------------------------

(1) 自衛消防の組織に関すること

隊長 ()
副隊長 ()
副隊長 ()
副隊長 ()
副隊長 ()

●役割分担

担当箇所	任務	隊員名

(2) 避難施設等の維持管理及びその案内に関すること

ア 次のとおり避難施設等の点検を実施しています。

避難施設	点検者	点検日	
		年 月 日	年 月 日
避難口		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
避難通路		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
避難階段		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
避難経路図		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

イ 次のとおり避難施設の不備を見つけ、改修しました。

避難施設等	不備の発見日	改修完了日	不備及び改修の内容
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

(3) 収容人員の適正化に関すること

次のとおり消防計画に基づく定員管理を行いました。

定員管理の責任者

()
()
()

定員管理の方法

•
•
•

(4) 防災管理上必要な教育に関すること

次のとおり防災管理上必要な教育を実施しています。

実 施 日	対 象 者	教 育 内 容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

(5) 消火、通報及び避難訓練の実施に関すること

次のとおり訓練を実施しています。

訓練種別	訓練内容	実施日	消防署への報告方法
		年 月 日	書類 ・ 電話
		年 月 日	書類 ・ 電話
		年 月 日	書類 ・ 電話
		年 月 日	書類 ・ 電話

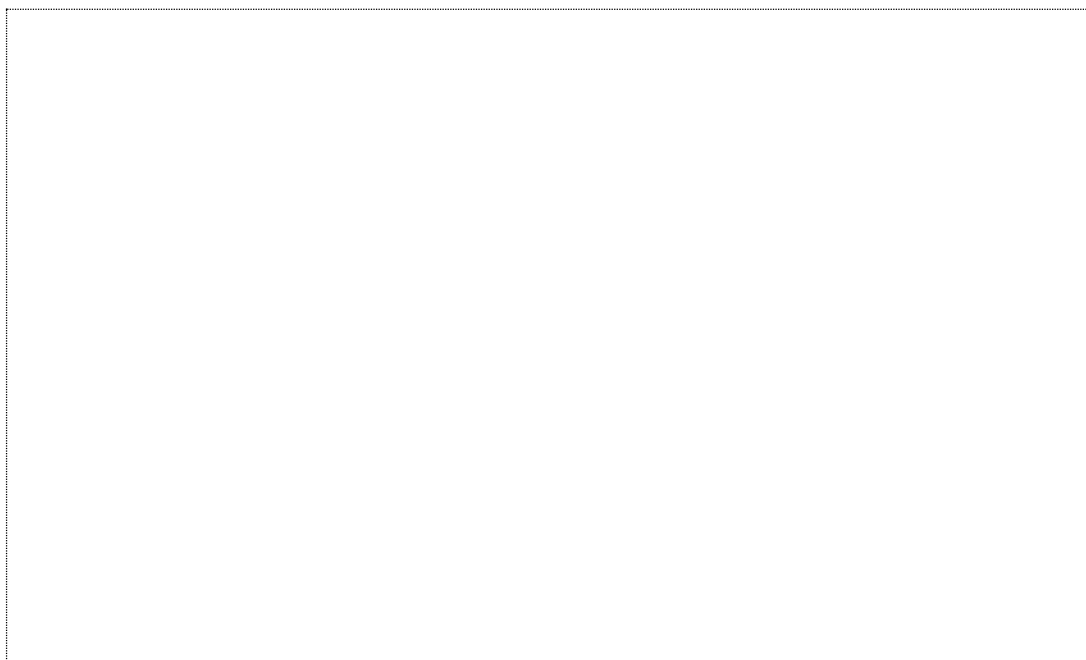
(6) 関係機関との連絡に関すること

消防計画に定める災害時における関係機関への連絡は次のとおりです。

--

(7) 防災管理に係る消防計画の内容の検証及び見直しに関すること

(5) に掲げる訓練の結果を踏まえた消防計画の見直しについては次のとおりです。



記載要領

- 1 「3(3) 収容人員の適正化に関すること」については、該当する場合のみ記載するものとし、該当しない場合は横線又は斜線を引くこと。
- 2 その他に不備事項等で該当しない場合は、当該項目欄に横線を引くこと。

様式第1号

認定通知書

発 第 号 年 月 日		
様		
西宮市 消防署長 氏 名 印		
の規定により、 年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、認定することを決定したので通知する。		
記		
対 象 物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日		年 月 日
特 記 事 項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2号

不認定通知書

発 第 号 年 月 日		
様		
西宮市 消防署長 氏 名 印		
の規定により、 年 月 日付で申請のあった下記の防火対象物に係る特例については、認定しないことを決定したので通知する。		
記		
対 象 物	所在地	
	名 称	
	用 途	
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

教示 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に西宮市長に対して審査請求することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。